

宮崎県で活躍されている金丸祥子弁護士と松田幸子弁護士に加えて、「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟西日本弁護団共同代表で、ハンセン病市民学会共同代表、薬害エイズ九州訴訟共同代表でもある徳田靖之弁護士をお招きし、差別や排除によって人権が脅かされている人たちがいる現実を知り、それをのりこえるために必要な観点やしくみの改善を学び、感染症と差別をテーマに、コロナ禍における人権問題に示唆を受けます。ぜひ、ご参加ください。

※敬称略
2023.12.23sat 8:50-12:30 8:30開場

会場：宮崎大学木花キャンパス 330 創立記念交流会館コンベンションホール

9:00 - 10:30 講座1：「ハンセン病」問題を考える

講師 金丸祥子 (このはな法律事務所・弁護士)

10:50 - 12:20 講座2：「B型C型肝炎」問題を考える

講師 松田幸子 (弁護士法人えいらく法律事務所・弁護士)

2024.1.8 mon 10:30-12:30 10:00開場

会場：宮崎大学木花キャンパス 330 創立記念交流会館コンベンションホール

10:40 - 12:20 講座3：「感染症と差別」を考える

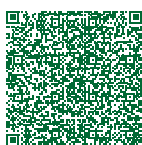
講師 徳田靖之 (徳田法律事務所・弁護士)

がみんなひとしく 当たり前前に

これからの社会をつくるきみたちへ
「参加無料」

事前申込（メール）
をお願いします

QRコードを読み取ると
メーラーが立ち上がります
当日申し込みはできません



締切：2023年12月21日（木）

本文：お名前、所属、電話番号

参加希望の講座番号名

1・2・3をご記入ください。

宛先：hajiyama@of.miyazaki-u.ac.jp

宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター事務室

令和5年度人権啓発活動協働推進事業 宮崎県人権啓発推進協議会委託

本事業は、教員養成大学の特性を生かし、人権教育に関する高い専門性を醸成する教員養成プログラムの一部を公開講座とすることで、様々な人権課題についての県民の理解を深めるものです。

実施主体：宮崎大学大学院教育学研究科・宮崎大学教育学部・宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター

問い合わせ先：宮崎大学教育学部附属教育協働開発センター 准教授 竹内元 Tel.0985-58-5287 gengen@cc.miyazaki-u.ac.jp

「みんなひとしく」が当たり前

※敬称略

講座 1 「ハンセン病」問題を考える

講師：金丸祥子 このはな法律事務所・弁護士

ハンセン病は、らい菌に感染することで起こり、皮膚への様々な病的変化や、手足等の末梢神経の麻痺等が起こる。1940年頃には、投薬により治り、早期発見と適切な治療で後遺症も残らないようになった。感染力はとても弱く、近年の患者数は、日本では年間0～数人である。全国にある療養所の数は、国立13ヶ所、九州2ヶ所、私立1ヶ所である。隔離政策は、1931年から1996年まで実施されていた。

ハンセン病問題は、過去の問題ではない。さらに、ハンセン病家族訴訟においても、匿名の人がほとんどを占めており、今も社会の中で息をひそめて暮らしている。たとえば、配偶者に隠したまま原告に参加している人もいる。

おかしいことにはおかしいと声をあげるには、どんな被害を受けているかを丁寧に聴きとられる必要がある。被害者は語らずにいる。被害は一時点だけでなく人生そのものに被害があり、コミュニティの狭さを共有したり、人生そのものを共有したりする姿勢が求められる。さらに、加害者そのものを断罪するのではなく、加害を生み出すしくみや社会のあり方に目を向けて、新たに問題解決の促進や被害を補償するルールをつくることが求められている。

本講座では、「ハンセン病」問題の本質を理解するとともに、差別をなくすにはどうすればよいか、教育に要求されている課題を受け取る学びができればと思います。

講座 2 「B型C型肝炎」問題を考える

講師：松田幸子 弁護士法人えいらく法律事務所
弁護士

肝炎は、アルコール性だけではなく、大部分はウイルス性である。ウイルス性肝炎には5つあり、A型、E型は食べ物を介して感染するが、B型、C型、D型は血液を介して感染する。日本では、B型とC型が多く、両者合わせて300万人の感染者がいると推測されている。

B型肝炎は、母子感染や性交渉などが主な原因だけでなく、集団予防接種の際に感染が広がった。C型肝炎は、医療器具の消毒の不徹底に加えて、血液製剤による感染がある。訴訟を契機に患者救済の法律がつけられ、被害実態のアンケート調査も行われた。アンケートには、以下のような声が多数寄せられた。

- ・「あいつに近づくとうつる」など陰口をたたかれたり、子どもが仲間外れにされたり、食事の約束を断られた。
- ・職場で一緒に働きたくないと言われた。職場で入浴をしないよう言われた。以前の仕事がこなせず、外見で判断され、さぼっていると注意された。就職が内定していたが、血液検査でB型肝炎が判明し、内定が取り消された。
- ・感染や母子感染が怖いとのことで、離婚された。
- ・医療機関で大腸検査時に最後の順番にされた。健康診断時に不利益を受けた。外来診療を拒否された。形成外科で門前払いにされたり、歯科でゴム手袋を二重にされたりした。
- ・生命保険に入れなかったり、住宅ローンの借入れができなかったりした。

本講座では、正義をはき違えられ、不条理にさらされてきた生の声に向き合いながら、なぜ、差別が起こるのか、差別をなくすためにどうすればよいか、教育に要求されている課題を受け取る学びができればと思います。

講座 3 「感染症と差別」を考える

講師：徳田靖之 徳田法律事務所・弁護士

新型コロナウイルスの感染拡大とともに、感染者やその家族、医療従事者に対する誹謗中傷、排除等の差別行為が多発した。

ハンセン病やエイズといった感染症に対する日本社会の差別構造を理解するとともに、支援が支援される人に何をもたらすのかといった共感性の欠如、見て見ぬふり、うっかりしていたとか手違いだったといった弁明、解決を押し付けようとする見解、偏見差別の傍観ないし事実上の容認など、加害行為を加速させ、正当化していく行為を見つめ、誰の心にも潜む差別の問題を考える必要もある。

「私は差別しない」では、差別はなくなる。本講座では、共感的他者ではなく、共闘的他者となるような、抵抗主体のあり方を学ぶ機会になればと思います。

[講師紹介]「らい予防法」違憲国家賠償請求訴訟西日本弁護団共同代表、ハンセン病市民学会共同代表、薬害エイズ九州訴訟共同代表。著書に『感染症と差別』(かもがわ出版、2022年)などがある。